

2020年12月10日

株式会社住宅あんしん保証
お問合せ先：性能評価部性能評価課
TEL：03-3562-8127

住宅性能評価に関連する各種商品の 料金改定のご案内

今般、住宅性能評価に関連する各種業務の料金を改定いたしますので、ご案内申し上げます。なお、改定後の料金の詳細につきましては以下 URL の料金表をご確認ください。

記

料金改定の概要

- 適用開始日：2021年1月1日受理分より
- 対象：低炭素建築物、性能向上計画、フラット 35 適合証明書、贈与税非課税証明書、増改築等工事証明書
- 目的：料金体系のわかりやすさと各商品の連携を図ります。

(1) 各商品の改定の主なポイント

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査	既に住宅性能評価と長期優良住宅で実施済みの構造と面積帯による区分を撤廃 性能向上や BELS に規定されている、他の商品による外皮と一次エネの審査活 用の割引料金を追加
性能向上計画認定及び認定表示に係る技術的審査	瑕疵保険を同時に申し込む場合の料金を低炭素建築物と同料金に設定
フラット 35 適合証明業務	フラット 35 をフラット 35S の料金体系に統合 中古住宅について、戸建とマンションを統合 フラットリノベの料金を単純化
贈与税住宅性能証明書	省エネルギー性について、2 通りの料金体系で判断の迷う選択肢を除外
増改築等工事証明書	増改築による贈与税の非課税措置の工事証明のうち 8 号工事(良質な住宅加算) の明記

低炭素/性能向上/贈与/増改築料金表

https://www.j-anshin.co.jp/file_except/2011-teitanso_seinou_zouyo_zoukai.pdf

フラット料金表

https://www.j-anshin.co.jp/file_except/2011-flat.pdf

(2) 複数の審査商品をご利用の場合の優先付け

最初に審査を行う「主たる商品」と、主たる商品の審査結果の活用による「従たる商品」を区別する基本的な考え方をご案内いたします。

詳しくは、別紙の新料金体系等の資料をご参照ください。

ご不明な点等がございましたら、弊社・性能評価部までお問い合わせ願います。

以上

■性能評価関連の複数の商品をご利用の場合の基本的考え方

下記の表のとおり、工程と商品の特性から区分された①から⑤の商品群に分け、最初に審査する「主たる商品」とその審査の結果を活用して、証明書等を発行する「従たる商品」の組み合わせとする。

なお、この順に従わない受け付け方をしたときも、審査活用する商品に減額の規定があれば適用することができる。

従となる制度 (他の審査結果の活用) 主となる制度	住宅性能 評価	長期・低炭 素・性能向 上	フラット 適合証明	BELS	贈与税非課税証明書	
① 住宅性能評価	規定料金	審査活用	審査活用	審査活用	設計評価⇒活用	建設評価は有効
② 長期・低炭素・性能向上		規定料金	審査活用	審査活用	性能向上⇒活用	長期・低炭素は有効
③ フラット適合証明			規定料金	審査活用	審査活用	
④ BELS				規定料金	審査活用	
⑤ 贈与税非課税証明書					規定料金	

※ 表の見方

①～⑤の順に、該当する商品がある行を見ること。

例1 : 長期優良住宅とフラット35を利用する場合

①住宅性能評価は無し。次に②長期優良住宅有りのため、

②長期の規定料金を適用

さらに、フラットは審査活用した料金を適用。

従となる制度 (他の審査結果の活用) 主となる制度	住宅性能 評価	長期・低炭 素・性能向 上	フラット 適合証明	BELS	贈与税非課税証明書	
② 長期・低炭素・性能向上		規定料金	審査活用	審査活用	性能向上⇒活用	長期・低炭素は有効

例2 : 住宅性能評価とBELSを利用する場合

①住宅性能評価がありなので、規定料金を適用。

その他の商品は、審査活用となるので

BELSは審査活用の料金を適用。

従となる制度 (他の審査結果の活用) 主となる制度	住宅性能 評価	長期・低炭 素・性能向 上	フラット 適合証明	BELS	贈与税非課税証明書	
① 住宅性能評価	規定料金	審査活用	審査活用	審査活用	設計評価⇒活用	建設評価は有効